

山梨県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和元年 8 月 23 日 防災新館 4F 401 会議室	
委員	舩谷 敬一 (山梨大学教授) 石垣 千秋 (山梨県立大学准教授) 片田 興 (山梨学院大学教授) 田邊 佳子 (一級建築士) 長倉 智弘 (弁護士)	
審議対象期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日	
総契約件数	132 件	(備考) 審議件数 ・一般競争入札 6 件 ・通常指名競争入札 1 件 ・随意契約 0 件
一般競争	121 件	
(総合評価)	86 件	
通常指名競争	11 件	
随意契約	0 件	
指名停止状況	不正又は不誠実な行為 1 件 1 社 競売入札妨害又は談合 1 件 1 社	
談合情報処理状況	工事関係 0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	審議した 7 件については、適正に処理されている。	

別紙

《抽出事案の審議》

1〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔**峡東農務事-19-0001 大藤地区 第1工区ほ場整備工事**〕

〈工事概要〉

施工面積A=0.9ha 整地工A=0.5ha
表土剥ぎ取りV=1,230m³
コンクリートブロック積み 裏コン無しA=634m²
PU3型水路L=156m、暗渠排水工L=153m

〈予定価格〉

49,971,600円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|--|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木一式 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1千4百万円以上の道路工事又は農業農村整備工事。ただし、元請として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

- Q) 本案件の平面図において、着色した部分の隣にもほ場があるが、この部分は次年度以降整備を行うのか。
- A) その部分は、第2工区ほ場整備工事として計画されている。本年度発注予定である。
- Q) このほ場整備という工事の難易度はどの程度か。
- A) 工事の難易度は6段階が定められており、ほ場整備工事の最高難易度は4となっている。
本案件の難易度は3。ただし、同じ難易度3の中でも4に近い3のため、比較的難易度が高い部類になる。
- Q) 本案件が抽出された理由の一つに落札率が高い点がある。そもそも応札業者が一者になった理由、背景はわかるか。
- A) 理由を推測すると、施工箇所の地形勾配が急であり、かつ狭いエリアに畑が多くある。畑の造成の良し悪しは今後の作物の生育状況に大きく影響するので、種々の施工管理に十分注意しながら行う必要がある。
そのため、慣れている業者でなければ所定の品質を確保することが困難となっており、ほ場整備の経験があまりない業者は応札しなかったのではないかと推察される。
- Q) 本案件を落札した業者はほ場整備を受注したことがあるか。
- A) 同種工事の施工実績がありということで申請がされており、それを県でも確認している。

2〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔中北林環事-19-0026 周先ヶ原治山工事〕

〈工事概要〉

谷止工(コンクリート)1基、L=26.0m、H=7.5m、V=331.8 m³

土工 V=379m³、コンクリート工 V=350m³

袖かゝし工 A=10m²、緑化工 A=82m²

〈予定価格〉

43,676,280 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1千3百万円以上の土木一式工事。ただし、元請として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 平面図の中で既設のものが2基ある。本案件の3基目で完了するということか。

A) そのとおり。

Q) 谷止工としては普通の工事だと思うが、応札しなかった業者の見積について補足説明をお願いする。

A) 応じなかった2者については、辞退理由書が提出されており、①価格の高騰により、見積価格が予定価格を超えたこと、②生コンクリート単価の値上がり、運搬加算金の値上がりにより見積価格が予定価格を超えたことを理由としている。

Q) H26年度、H30年度の既設の業者と本案件の落札業者は同じか。

A) 同じである。

Q) H26年度、H30年度の落札率もわかるか。

A) H26年度が 98.18%、H30年度が 99.41%だった。

3〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔富東林環事-19-0065 河原畑治山工事〕

〈工事概要〉

谷止工 1 基

L=26.5m H=7.5m V=400.0m³

〈予定価格〉

49,955,400 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|------------------|
| ・本店所在地 | 県内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1千4百万円以上の河川・砂防工事 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO 認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 県内には谷止工の施工は多いと思うが、本案件が2回不調となった理由はなにか。

A) 入札の時期が、1回目は昨年度末の2月27日、2回目が今年度当初の4月12日だった。昨今の技術者不足のため、近隣業者が担当する技術者を確保できず、応札がなかったと推測している。

Q) 資料の4ページを見ると、予定価格より5,000円低い金額で落札となっている。これは偶然か。

A) 落札結果については、第1回、第2回とも情報が公開されており、その結果を踏まえていると思われる。

また、本案件は、資料11ページの平面図で示すとおり、索道をつくって重機をはじめとしたすべての資材を解体・搬入しなければならない。しかも沢が小さく、作業ヤードの確保ができず、競争性が確保しにくい。

業者も工夫して効率化する余地が小さかったため、予定価格に近い金額で落札となったのではないかと推測している。

Q) 最終的には上野原の業者が落札している。遠くの業者が落札することは難しいと思うが、上野原にはこの工事を請け負える業者は何者あるか。

A) A、B ランクであれば10者程度。

ただし、本案件の施工場所である秋山地区は、上野原から峠越えを行う形になるので、地理的には不利な場所である。

4〔一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査型）〕

〔中北建設事-19-0077（都）田富町敷島線(大下条2期工区)電線共同溝工事〕

〈工事概要〉

電線共同溝工 L=60m

管路工 一式、特殊部 N=1 箇所、分岐樹 N=1 箇所

道路改良工 L=78m、W=17m

側溝工 L=86m、縁石工 L=77m、

車道舗装工 A=1,893m²、歩道舗装工 A=748m²

〈予定価格〉

58,168,800 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|---|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 2千万円以上の道路工事。ただし、元請負として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO 認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 1者が辞退ということだが、理由はなにか。また、1期工区も同様の業者が落札したのか教えてほしい。

A) 辞退の理由は、業者が積算したところ、県の予定価格を上回ったためとのこと。

1期工区は、H24年度とH25年度も同じ業者が落札している。

ちなみに、この落札業者は、工事現場から100メートル程度の距離にあり、地の利があるため応札しているのではないかと。

Q) 資料12ページに配置予定技術者のヒアリングや能力を評価するという項目がある。一方で、資料1ページの説明書には配置予定技術者の資格は要しないとされている。配置予定技術者の資格を要しないということと、配置予定技術者の評価をするということの違いを説明してほしい。

A) 参加資格の段階では、予定価格に応じて配置予定技術者の資格を求めるかどうか定められている。

しかし、業者を決定する段階では、総合評価の中で業者の技術力を評価するために配置予定技術者のヒアリングを行っている。

Q) 参加資格の段階では、多くの業者に入札してもらえるよう資格を求めているが、入札した業者の中から落札者を選ぶ段階では能力を評価するという理解でよいか。

A) そのとおり。

5〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔富東建設事-19-0060 小柳 急傾斜地崩壊対策工事〕

〈工事概要〉

吹付法砕工(□300 2000×2000) A=390㎡

鉄筋挿入工(D22 L=4.5m) N=108本

仮設工 一式

〈予定価格〉

46,234,800 円(消費税含む)

〈入札参加資格〉

- | | |
|-------------|--|
| ・本店所在地 | 管内 |
| ・競争入札参加資格 | 土木工事業 A又はB |
| ・企業の施工実績 | 1 千3百万円以上の河川・砂防工事。ただし、元請として請負い平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 |
| ・配置予定技術者の資格 | 不要 |
| ・ISO認証義務 | 不要 |

〈質疑応答〉

Q) 本案件は難しい案件か。

A) 砂防事業の急傾斜地崩壊対策工事ということで、難易度は3となっている。やや難となっているが、急傾斜地崩壊対策工事としては標準的なもの。

Q) 参加業者、応札業者ともに1者だった理由はなにか。

A) 状況からの推測だが、近年施工業者の技術者や技能労働者が慢性的に不足している。元請だけでなく、下請業者も不足しており、協力を得にくい状況にある。

また、東日本の震災復興工事の影響、東京オリンピック・パラリンピックの影響などで、作業員や技能労働者の流出という状況があるのではないか。

Q) 本案件は2期工事だと思うが、第1期の請負業者は同じ業者か。

A) 同じ業者である。

Q) 第1期工事の落札率は。

A) 99.5%だった。

Q) 応札も1者だったか。

A) 1者だった。

Q) 大月市内の応札可能業者は何者くらいか。

A) 正確ではないかもしれないが、10者程度かと思う。

6〔一般競争入札(総合評価落札方式)(事後審査型)〕

〔企・電気課-19-0008 奈良田第二発電所取水取水口堰堤排砂門・制水門改良工事〕

〈工事概要〉

堰堤排砂門開閉装置更新 1式
制水門開閉装置更新 1式
試験及び測定 1式

〈予定価格〉

74,347,200 円 (消費税含む)

〈入札参加資格〉

- ・本店所在地 指定なし
- ・競争入札参加資格 鋼構造物工事業
- ・企業の施工実績 水門用開閉装置の製作または据付を含む請負金額3千万円以上の鋼構造物工事の施工実績。ただし、元請として請負い、平成16年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- ・配置予定技術者の資格 不要
- ・ISO認証義務 不要

〈質疑応答〉

Q) 鋼構造物の工事を請け負える業者は県内に何者あるか。

A) 県内で資格のある業者は21者。ただし、水門に実績のある業者は限られてくる。

Q) 1者しか参加せず、応札も1者だった理由を教えてください。

A) 鋼構造物の工事は県内業者が少なく、全国に広げても水門工事の入札業者が少ない。製造メーカーが水門事業から撤退したという背景もある。

また、本案件の現場も場所的に敬遠される可能性もあることから、応札者は県内業者で、現場にも精通していることが必要だということで少なかったのではないかと。

Q) 本案件の落札業者は、早川流域の鋼構造物の工事を請け負った実績がたくさんあるということか。

A) 鋼構造物の工事については、企業局の中でも飯田鉄工(株)の実績が多数ある。

7〔通常指名競争入札〕

〔峡東林環事-19-0048 棚小屋沢治山施設維持工事〕

〈工事概要〉

谷止工補修工 1基

L=15.0m H=2.5m V=64.7m³

〈予定価格〉

4,919,400 円（消費税含む）

〈指名業者選定の基準〉

1. 土木一式工事の入札参加資格及びDランクの格付けを有し、業者状態が正常で納税状態が完納であること。
2. 地理的条件
3. 技術的特性

〈質疑応答〉

- Q) 資料4ページの入札結果について、5者のうち不参加が1者、辞退が1者、無効が1者とある。これらの違いについて説明してほしい。
- A) システムに「辞退」というチェックボタンがあり、指名された案件を確認した上でそのチェックボタンを押して辞退した場合は辞退になる。
しかし、そもそも参加の意思がないため、指名されてもシステムで案件を確認しない場合は不参加となる。
ただし、ペナルティは特にならないため、不参加の場合でも扱いは辞退と同様。
無効についてだが、入札の際には、見積の根拠となる工事費の内訳書を提出することになっている。
今回無効となった業者については内訳書の提出はあったが、表紙に見積額の記載があったものの、その根拠となる具体的な見積根拠が示されていなかったことから無効とした。
- Q) 応札業者のうち、高い金額の業者は入札書比較価格と同額となっている。この場合、もし本案件の落札業者の応札がなければ、高い金額を入れた業者が落札率100%で落札することとなっていたのか。
- A) 本案件は指名競争入札のため、1者入札は無効となる。ケースとして、2者がともに落札率100%の金額で入札をすると、くじにより落札者を決定することとなる。
- Q) 資料6ページの位置図を見ると、指名していない業者の中に距離的に施工箇所に近い業者があるように見える。選定理由を教えてください。
- A) 確かに距離としては微妙であり、もしかしたら近いかもしれない。しかし、その業者と指名した業者の間には市町村の境界線がある。Dランクの業者は地元の仕事を中心に請けるという現状があることから、市内に5者の業者があったこともあり、単純な距離ではなく、同一市町村内ということも考慮して選定した。

《その他》

委員長) 本日の審議を通して、意見の具申、勧告を県に対して行うような事案はあるか。

(特に意見なし)

以上